

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付及び休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日、A所在のB会社に雇用され、バス運転手として就労していた。

請求人によると、平成〇年〇月〇日、車椅子の乗客の乗車を手伝った際、車椅子の車輪がスロープにひっかかっているのに車椅子を持ち上げようとしたため腰に負担がかかり負傷（以下「本件災害」という。）したという。

請求人は、同年〇月〇日、Cクリニックに受診し「腰痛症、外傷性腰部椎間板ヘルニア、右座骨神経痛」と診断され、同日から平成〇年〇月〇日まで休業した。同月〇日に職場復帰したが、同年〇月〇日から再休業することとなった。

請求人は、同年〇月〇日、D病院に受診し「両梨状筋症候群」と診断された。

請求人は、上記傷病を発症したのは業務上の事由によるものであるとして、監督署長に療養補償給付及び休業補償給付を請求したところ、監督署長は、請求人に発症した傷病は業務上の事由によるものとは認められないとして、これらを支給しない旨の処分をした。

請求人は、これらの処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争 点

本件の争点は、請求人に発症した傷病が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人は、請求人が訴える症状は本件災害による傷病が原因である旨主張するので、検討したところ、次のとおりである。

(2) 請求人が訴える症状は、「腰の痛み、両足のしびれ、両尻・太股裏の痛みとしびれ等」と認められるところ、請求人は、平成〇年〇月〇日にE医師に受診し両梨状筋症候群と診断され、同部位の神経剥離術を受けた後、同年〇月〇日に職場復帰していることが確認できる。

(3) 上記請求人の症状について、F医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、「G医師が平成〇年〇月〇日に神経根圧迫病変なしと診断していることから、同日時点でヘルニア（原傷病）が主病巣ではないと考える。梨状筋部の神経剥離術後の症状は改善していることから、請求人が主訴としていた症状は、梨状筋症候群によるものであり、確定診断日は、D病院初診の平成〇年〇月〇日でありと判断する。」旨述べているところ、当審査会としても、請求人の症状、治療経過等に鑑みると、同医師の意見は妥当であり、請求人の訴える腰痛等の症状は両梨状筋症候群によるものであると判断する。

もともと、請求人は、聴取書において、職場復帰後腰部を痛める出来事は無かった旨述べており、請求人の訴える症状は災害性の腰痛とは認められないものである。

(4) そこで、請求人の就労状況をみると、請求人は、要旨、①職場復職後の運転

業務は、負傷前と同程度の運転時間で、業務内容も他の乗務員と同様で負傷前の業務量と同程度であり、②腰部に負担のかかる動作として、5 kgから7 kgの運賃箱を1日1、2回程度、営業所事務所からバス駐車場まで（約10mから20m）運ぶ仕事は、負傷前の回数より少なくなった旨述べている。同申述及び請求人の当該業務の就労日数は19日にすぎないことを踏まえると、請求人が職場復帰後に従事した業務は、引用する腰痛に係る認定基準における災害性の原因によらない腰痛の要件を満たしているとは言えず、当審査会としても、決定書理由に説示のとおり、請求人が訴える症状は、「腰部に過度の負担のかかる業務による腰痛」とは認められないと判断する。

(5) 以上のとおり、請求人が平成○年○月○日から再休業するに至った要因は、両梨状筋症候群によるものと判断されるどころ、職場復帰した同年○月○日から同年○月○日までの間に、腰部を負傷した災害事実は認められず、また、同期間における業務は災害性の原因によらない腰痛の認定基準の要件を満たすものではない。したがって、請求人に発症した同傷病は業務上の事由によるものであると認めることはできない。

(6) なお、請求人は、平成○年○月○日から同年○月○日までの間については、「腰痛症、坐骨神経痛」の傷病名で本件請求を行っているところ、同診断を行ったH医師は、同年○月○日付け意見書において、当該休業期間中の軽作業程度の作業内容の従事可否について、「医学的には可能な状態であるが、本人の強い痛みの訴え、不安感から、バス運転手という業務内容から判断し、就業すべきではないと判断していた。」と述べている。当審査会としても、同医師の所見を踏まえると、決定書理由に説示のとおり、請求人は、当該請求期間において一般的な労働は可能な状態であったものと判断する。

3 以上のとおりであることから、監督署長が請求人に対してした療養補償給付及び休業補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これらを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。